

計 画 年 度

令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度

栃木県における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

令和 3 (2021) 年 10 月

栃 木 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための栃木県計画

獣医療の現状と獣医療を提供する体制整備の基本方針

- 1 食料の安定供給に対する獣医師の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり・・・・・・・・・・ 1
- 3 喫緊の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 獣医療を提供する体制の整備に関する基本方針・・・・・・・・・・ 2

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状・・・・・・・・・・ 2
- 2 診療施設の整備に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 獣医師の確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域・・・・・・・・・・ 11

第4 業務連携を行う施設の内容及びその方針

- 1 家畜防疫体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 診療施設・診療機器の効率的利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 獣医療情報の提供体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 各検査機関との業務の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供・・・・・・・・・・ 13
- 6 産学官が連携した研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5 技術研修並びに獣医療技術の向上に関する事項

- 1 産業動物分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 公務員分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 小動物分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 共通分野（生涯研修等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備・・・・・・・・ 14
- 2 衛生知識の普及・啓発等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 広報活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 診療施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

獣医療を提供する体制の整備を図るための栃木県計画

獣医療の現状と獣医療を提供する体制整備の基本方針

1 食料の安定供給に対する獣医師の役割

本県の獣医療は、飼養動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産の振興、動物の愛護・福祉の醸成、保健衛生及び公衆衛生の向上に大きく貢献してきた。

産業動物の獣医療においては、本県の畜産が県農業産出額の約 1/3 を占めるなど農業の基幹的部分を担っている中、飼養規模の拡大や家畜個体の生産能力の追求に伴い、慢性疾病や生産病が依然として課題となっている。

近年、国内で豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生などが相次ぎ、県内でも初めてこれらの疾病の発生を経験した。さらに、口蹄疫やアフリカ豚熱なども近隣諸国で発生があることから、社会生活や地域経済に影響を及ぼす家畜伝染病を県内で発生させないよう家畜の飼養衛生管理向上を求めていくとともに、関係者と連携した組織的な家畜防疫体制の強化が重要である。

また、消費者の食への関心の高まりから、安全で良質な畜産物の安定供給に対して県民の大きな期待が寄せられ、食の安全への信頼確保や畜産の振興による食料自給率の向上を図る上で、薬剤耐性菌対策や農場 HACCP、畜産 GAP の導入における獣医師の役割が一層重要となっている。

このような状況の中、本県では、栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」や「栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画」において、今後 10 年間で、牛の一貫経営や乳肉複合経営への転向と養豚場の規模拡大により多頭飼育農家が増えることで、飼養頭数の増加を見込んでいる。

以上の目標達成のため、生産段階における飼養衛生管理指導と集団的管理衛生技術の提供が求められている。

このように獣医師の社会的責任や期待が高まる中、生産者、消費者等からは、良質かつ適切な獣医療を提供する獣医師の責務への関心が高まり、獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚についても要請が高まっている。

2 高度な獣医療の提供や獣医師に対する社会的なニーズの高まり

小動物分野においては、生活スタイルの変化により県民生活における小動物の位置付けが向上している一方で、動物福祉や人獣共通感染症対策の観点から、飼育者の飼育責任の強化についての必要性が高まっている。さらに、令和元年 6 月に国家資格化された愛玩動物看護師との連携や、十分なインフォームドコンセントによる良質な獣医療の提供体制が期待されている。

このように、小動物分野においては、飼育動物に対する保健衛生指導及び適切な飼育の推進に関する普及・啓発や高度な医療機器等を使用した最新の診断・治療・予防技術

の獣医療現場への導入が求められている。

また、人、飼育動物及び野生動物を含む生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考えに基づいた取組が広がりをみせている。このことから、これらを担う獣医師に対する社会的ニーズの高まりを踏まえた獣医師の養成を進める必要がある。

3 喫緊の課題

産業動物分野においては、獣医師の高齢化、新規参入獣医師の減少等の課題が生じており、産業動物獣医師が不足するほか、家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる公務員獣医師の確保が困難になってきている。

また、社会的ニーズに即した安全で良質な畜産物の安定供給のため、これら獣医師の不足が見込まれる分野において、獣医師養成・確保対策の一層の強化が必要となっている。

4 獣医療を提供する体制の整備に関する基本方針

これらの現状を踏まえ、今後とも健全な畜産業の発展、動物の保健衛生及び食品の安全の向上に寄与し、将来にわたり社会的ニーズに応えられるよう、以下の点に留意し、良質かつ適切な獣医療を効率的に提供する体制の整備を図る。

なお、本計画の対象期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とする。

(1) 産業動物分野及び公務員分野における獣医療提供体制の確保

産業動物分野への新規就業を推進し、産業動物分野における適切な獣医療の提供体制の確保を図る。

また、食品衛生、家畜衛生、動物愛護等に携わる公務員獣医師を確保することにより、食の安全・安心確保対策や人獣共通感染症対策の推進、家畜伝染病の防疫対策の強化等を図る。

(2) 獣医療関連施設間の機能並びに業務の連携

家畜保健衛生所を含めた診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携を図り、迅速かつ効率的な獣医療の提供による産業動物分野における人的不足補完の一助とする。

また、家畜保健衛生所の病性鑑定機能の充実を図ることにより、家畜伝染病の大規模発生に備えた危機管理体制の再点検・強化を推進する。

(3) より質の高い獣医療の確保と技術の向上

高度かつ多様な獣医療技術の提供を求める社会的ニーズの高まりに対応するために、診療獣医師と他分野専門職との連携により、技術の研鑽、習得、職業倫理の高揚に努め、より質の高い獣医療の確保と技術の向上を図る。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物及び小動物診療施設の開設状況は、次の通りである。

そのうち個人開設施設は、産業動物診療施設では56.6% (77/136)、小動物診療施設では60.6% (114/188) を占め、地域の獣医療において重要な役割を担っている。

(産業動物診療施設) (単位：か所)

区分	合計	県	市町	農業協同組合	農業共済組合	その他の法人	個人
県央地域	54	2		5	1	14	32
県南地域	13	1				2	10
県北地域	69	2		1		31	35
合計	136	5		6	1	47	77

(小動物診療施設) (単位：か所)

区分	合計	県	市町	農業協同組合	農業共済組合	その他の法人	個人
県央地域	93	2	1			38	52
県南地域	68					25	43
県北地域	27					8	19
合計	188	2	1			71	114

獣医療法第3条に基づく届出状況(令和元(2019)年12月末日現在)、往診診療者等を含む、栃木県調べ

(2) 主要な診療機器等(産業動物診療施設)

産業動物診療施設における診療機器等の整備状況は、次のとおりである。

高度な診療機器については、家畜保健衛生所を中心に整備されているが、今後も迅速診断・検査機能の向上のため、必要な検査機器については計画的に整備・更新を行う。

また、産業動物獣医師による家畜保健衛生所の施設・機器などの有効活用を図る。

ア 診療施設の整備状況

(単位：か所)

区分	開設 主体	診療 施設数	診療室	手術室	検査室	解剖室	病性鑑 定施設	焼却 施設	エックス 線装置室	入院 施設
県央	県	2			1	1	1	1		
	市町									
	共済	1			1					
	農協	3								
	法人	13	6	6	8	3	1		5	5
	個人	16	6	2	2				3	4
	計	35	12	8	12	4	2	1	8	9
県南	県	1			1	1	1	1		
	市町									
	共済									
	農協									
	法人	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	個人	10	3	1	1				1	1
	計	13	4	2	3	2	2	2	2	2
県北	県	2	1		2	1	1	1		
	市町									
	共済									
	農協									
	法人	18	7	6	8	3	2	2	6	6
	個人	15	5	3	3				1	3
	計	35	13	9	13	4	3	3	7	9
合計	県	5	1		4	3	3	3		
	市町									
	共済	1			1					
	農協	3								
	法人	33	14	13	17	7	4	3	12	12
	個人	41	14	6	6				5	8
	計	83	29	19	28	10	7	6	17	20

実態調査（令和2(2020)年12月現在）、調査対象施設136か所のうち回答のあった83か所の集計、栃木県調べ

イ 主要な診療機器の整備状況

(単位：か所)

区分	開設 主体	検体成分分析装置								
		血液生化学 分析装置	血液電解質 分析装置	自動血球 計算機	血液ガス 測定装置	原子吸光 光度計	その他分 光光度計	乳中体細胞 測定装置	乳成分 測定器	高速液体 クロマト グラフ
県央	県	1	1	1	1	1	1			1
	共済	1	1	1		1				
	農協									
	法人	4	2	4			1			
	個人	4	1	2						
	計	10	5	8	1	2	2			1
県南	県	1		1						
	共済									
	農協									
	法人	1	1	1	1					1
	個人	1								
	計	3	1	2	1					1
県北	県	2		1						
	共済									
	農協									
	法人	7	6	6	1		1			
	個人	2	1	1						
	計	11	7	8	1		1			
合計	県	4	1	3	1	1	1			1
	共済	1	1	1		1				
	農協									
	法人	12	9	11	2		2			1
	個人	7	2	3						
	計	24	13	18	3	2	3			2

実態調査（令和2(2020)年12月現在）、調査対象施設136か所のうち回答のあった83か所の集計、栃木県調べ

(単位：か所)

区分	開設 主体	画像診断装置								
		心電心 音計	エック ス線撮 影装置	自動現 像装置	超音波診 断装置	ファイ バース コープ	イメージ ング 装置	CT	MRI	PET
県央	県									
	共済									
	農協				1					
	法人	4	5	2	4	3				
	個人	2	4	2	4					
	計	6	9	4	9	3				
県南	県									
	共済									
	農協									
	法人	1	1	1	1	1				
	個人		2	2	2					
	計	1	3	3	3	1				
県北	県				1	1				
	共済									
	農協									
	法人	5	6	5	10	1				
	個人	2	2	2	5	1				
	計	7	8	7	16	3				
合計	県				1	1				
	共済									
	農協				1					
	法人	10	12	8	15	5				
	個人	4	8	6	11	1				
	計	14	20	14	28	7				

実態調査（令和2（2020）年12月現在）、調査対象施設136か所のうち回答のあった83か所の集計、栃木県調べ

(単位：か所)

区分	開設 主体	免疫 DNA 診断装置										
		写真撮 影顕微 鏡装置	蛍光 顕微鏡	嫌気性 菌培養 装置	酵素抗 体測定 装置	プレート ウォシャー	恒温器/ 孵卵器	DNA シー ケンサ	PCR 装置	電気 泳動 装置	安全キ ャビネ ット	クリー ンベン チ
県央	県	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	共済	1					1					
	農協	1	1				1					
	法人	2	1	1	1	1	4		2	1	2	1
	個人											
	計	5	3	1	2	2	7	1	3	2	3	2
県南	県		1			1	1		1	1	1	1
	共済											
	農協											
	法人	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
	個人						2					
	計	1	2	1		2	4	1	2	2	2	2
県北	県	2	1	1	1	1	2		1	1	2	2
	共済											
	農協											
	法人	1	3	3	2	1	5		2	2	1	3
	個人	2					1					
	計	5	4	4	3	2	8		3	3	3	5
合計	県	3	3	1	2	3	4	1	3	3	4	4
	共済	1					1					
	農協	1	1				1					
	法人	4	5	5	3	3	10	1	5	4	4	5
	個人	2					3					
	計	11	9	6	5	6	19	2	8	7	8	9

実態調査（令和2(2020)年12月現在）、調査対象施設136か所のうち回答のあった83か所の集計、栃木県調べ

(単位：か所)

区分	開設主体	理化学機器					受精卵移植関係			その他					
		自動点滴装置	ガス麻酔機	人工呼吸器	レーザー装置	エックス線装置(撮影装置除く)	診療用放射線照射装置(PET除く)	マイクロマニピュレータ	プログラムフリーザー	倒立顕微鏡	オートクレーブ	ガス滅菌器	乾熱滅菌器	遠心分離器	超純水製造機
県央	県							1	1	1	1	1	1	1	
	共済									1		1	1	1	
	農協							1							
	法人	4	6	4	2	1	2		1	7	4	2	8	1	
	個人	2	4	1	1				1	5	3	1	4		
	計	6	10	5	3	1	2		3	2	14	8	5	14	3
県南	県									1	1	1	1	1	
	共済														
	農協														
	法人	1	1	1		1				1		1	1		
	個人										2				
	計	1	1	1		1				2	3	2	2	1	
県北	県							1	1	2	2	2	2	2	
	共済														
	農協														
	法人	4	6	3	3			1	4	2	11	5	1	10	2
	個人	2	2	1	1					1	2	2		4	
	計	6	8	4	4			1	5	4	15	9	3	16	4
合計	県								2	2	4	4	4	4	4
	共済									1		1	1	1	
	農協							1							
	法人	9	13	8	5	2	2	1	4	3	19	9	4	19	3
	個人	4	6	2	2				1	1	7	7	1	8	
	計	13	19	10	7	2	2	1	8	6	31	20	10	32	8

実態調査（令和2(2020)年12月現在）、調査対象施設136か所のうち回答のあった83か所の集計、栃木県調べ

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の農場発生に備えた事前対応型の防疫体制を確立するとともに、家畜の飼養形態の多様化に伴い顕在化してきた慢性疾病や生産病の各種疾病対策を図る必要がある。

このため、病性鑑定機能の充実・強化を図るために必要な施設・機器等の計画的な整備に努めるとともに、産業動物獣医師による当該施設・機器の有効利用を推進する。

特に、県央家畜保健衛生所については、中核的な病性鑑定施設として高度な診断技術に対応できる検査機器の計画的な整備・更新に努める。

また、県畜産業の密集地帯を管轄する県北家畜保健衛生所については、地域の家畜

防疫の拠点として、疾病診断の迅速化・高度化及び初動防疫に対応できるよう、整備・更新する。

イ 農業共済組合

農業共済組合の診療施設については、家畜疾病による損耗防止を目的に県内一円を対象とした産業動物診療の検査施設として、産業動物獣医師の診療業務に役立つように、同組合が保有する検査機器などの効率的な活用を推進する。

ウ 農業協同組合

酪農業協同組合等の診療施設については、個人開業獣医師との連携を図り、迅速診断に必要な比較的簡易な検査機器を整備するとともに、家畜保健衛生所、農業共済組合等に整備されている検査機器等の有効活用により、診療業務の充実を図る。

また、必要な施設・機器等の整備については、獣医療法第14条の規定による診療施設の整備計画（以下、「診療施設整備計画」という。）に基づく長期低利融資制度を積極的に活用する等の支援を行う。

エ 個人開業

本県の産業動物診療に従事する獣医師の大半は、個人開業獣医師であり、診療形態は往診診療を主体としている。

そのため、過剰な設備投資とならないよう比較的簡易な機器を主体に整備を促進するとともに、家畜保健衛生所、農業共済組合等の施設の活用に努める。

また、必要な施設・機器等の整備については、診療施設整備計画に基づく長期低利融資制度を積極的に活用する等の支援を行う。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 県央地域

県央地域は、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏ともに盛んである。

なお、乳用牛・肉用牛の診療は、酪農業協同組合所属の獣医師と個人開業獣医師を中心に行われており、農業共済組合の診療施設が県央地域の中央部（宇都宮市）にある。

県央地域は、現時点で産業動物獣医師が不足しているとの声も多く、特に中山間地域（日光市栗山地区）では診療獣医師の不足及び確保が困難な状況が懸念されるため、獣医師会と協力し、産業動物獣医師の確保に努めるとともに民間獣医師へ診療不足の地域の情報提供を行い、無獣医地域を作らないよう努める。

イ 県南地域

県南地域では肉用牛肥育経営が多く、特に、黒毛和種・交雑種の肥育が盛んである。

このため、県南地域における診療は肉用牛が主体となっており、より迅速に各種疾病対策に対応するため、産業動物獣医師と家畜保健衛生所の連携強化に努め、家畜保健衛生所に整備されている検査機器等の有効活用を図る。

なお、現時点で産業動物獣医師が不足しているとの声もあるため、獣医師会と協力し、産業動物獣医師の確保に努める。

ウ 県北地域

県北地域は、乳用牛、肉用牛及び豚ともに飼養頭数が多く、引き続き本県畜産の主産地となることが見込まれる。

また、診療は、酪農業協同組合所属の獣医師や個人開業獣医師により行われているが、大規模経営体の多い地域であることから、集団管理衛生指導を促進するため、家畜保健衛生所等に多検体検査が可能な検査機器の計画的な整備を推進する。さらに、産業動物獣医師の確保と家畜保健衛生所の連携強化に努め、家畜保健衛生所に整備されている検査機器等の有効活用を図る。

(3) 小動物診療施設の整備目標

小動物診療施設については、より高度な獣医療の提供に対するニーズが高まることが想定されることから、民間検査施設等を利用して、これらニーズに対応するなど、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な施設及び検査機器等の整備を図る。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和 12(2030)年度を目標年度とする産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

区分	令和 2 (2020) 年末日の獣医師数	令和 12(2030) 年度の獣医師確保目標	令和 12(2030) 年度の推定獣医師数※ 1	令和 12(2020) 年度までに確保すべき獣医師数※ 2
産業動物獣医師	143	153	91	62
県央地域	53	55	32	23
県南地域	30	31	18	13
県北地域	60	67	41	26
県に勤務する獣医師	141	142	103	39
農政部	66	67	49	18
保健福祉部	75	75	54	21

※1：令和 2 (2020)年末日の獣医師数から、令和 11(2029)年度までの定年退職者数を除した数

※2：令和 12(2030)年度確保目標 から令和 12(2030)年度推定獣医師数を除した数

※1, 2：県に勤務する獣医師については、今後の定年引上げの影響により変動

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保

令和 2 (2020) 年 12 月末日現在、産業動物獣医師は 143 名であり、そのうち農業共済組合所属 7 名、農業協同組合所属 8 名、個人開業または民間診療施設の獣医師が 128 名である。

また、公務員獣医師は 141 名で、このうち農政部に所属する獣医師職員は 66 名、保健福祉部等に所属する獣医師職員は 75 名である。

これらの獣医師のうち、令和 11 (2029) 年度までに産業動物獣医師 52 名、公務員獣医師 38 名、計 90 名が退職等により離職することが見込まれる。

したがって、今後、計画的な産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保が必要となる。しかしながら、産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生の割合は 2 割程度との調査結果や、新規就業獣医師の約半数が小動物分野を選択していることから、産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が懸念される。

このため、獣医系大学に対しては、引き続き学生のインターンシップ等を活用した家畜保健衛生所等での臨床実習や大学訪問による採用説明会の開催、さらに PR 動画などで紹介するなど、産業動物分野及び公務員分野の業務内容についての理解の醸成に努め、両分野への就業誘導を図る。

また、産業動物獣医師を確保するため、農林水産省が実施する「獣医師養成確保修学資金給付事業」について活用を検討する。

(2) 労働環境の改善

本県の公務員獣医師のうち、女性獣医師は、令和 2 (2020) 年 12 月現在、72 名、51.1% であり、獣医系大学学生の在籍状況から、今後も公務員分野における女性獣医師の占める割合は増加すると考えられる。

このため、男女ともに産休・育休の取得推進や受験候補者登録制度の周知による代替職員の確実な確保並びに働き方改革に対応し、仕事と家庭の両立ができるよう獣医師が働きやすい環境づくりを推進する。

(3) 再就職支援

定年退職又は途中退職した公務員獣医師や団体等の勤務獣医師、専業主婦等で未就業の獣医師を有効活用するため、未就業獣医師名簿を作成するとともに、県や県獣医師会等のホームページ等を通じて積極的に求人・求職に関する情報提供を行う。

また、再任用獣医師の雇用対策を講ずるほか、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備を推進する。

第 3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

県内を家畜保健衛生所の管轄区分により、県央、県南、県北の 3 地域に区分し、これらの地域の獣医療を提供する体制整備が必要な地域として、それぞれの地域ごとに獣医療を提供する体制を整備する。

なお、それぞれの地域に含まれる市町は次のとおりとする。

地域	市町
県央	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町 (13 市町)
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町 (7 市町)
県北	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町 (5 市町)

第4 業務連携を行う施設の内容及びその方針

1 家畜防疫体制の強化

- (1) 家畜保健衛生所は、地域における家畜防疫の拠点として、家畜防疫や飼養衛生管理基準に関する会議等を通じて、市町、畜産関係機関・団体、生産者等との連携を図るとともに、家畜伝染病の発生に備えたメーリングリスト体制の強化を図る。また、栃木県飼養衛生管理指導等指導計画に基づき生産者等に指導を行う。
- (2) 県は、家畜伝染病の国内外の発生状況や防疫対策について、生産者や畜産関係団体等にメール又はFAX等により随時情報提供するとともに、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策について啓発を図る。
- (3) 県は、口蹄疫、豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が県内で発生した場合に備え、「栃木県口蹄疫初動防疫対応マニュアル」、「栃木県口蹄疫等対策要領」、「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」及び「栃木県鳥インフルエンザ対策要領」に基づき、殺処分、消毒及び埋却等の一連の防疫活動が迅速に実施できるよう、連絡会議や防疫演習等を定期的で開催し、危機管理体制の再点検・強化を図る。

また、公衆衛生分野の獣医師、民間獣医師等による家畜防疫員としての防疫活動への協力体制や診療施設間の連絡・応援体制について、関係機関・団体等との連携の下で整備を図る。

さらに、家畜保健衛生所に初動防疫対応に必要な資材の備蓄及び管理を行う。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

各診療施設が個々に高度な診療機器を整備することは、過剰な設備投資につながるおそれがあることから、各診療施設は連携・協力して機能の分担を図るほか、家畜保健衛生所等の比較的整備の進んだ診療施設の検査機器等を活用する。

3 獣医療情報の提供体制の整備

県は、家畜保健衛生所等の家畜衛生検査成績、薬剤耐性菌の浸潤状況の調査結果及び

食肉衛生検査成績等の情報が県内の診療及び保健衛生指導に活用されるよう、関連情報の提供体制の整備を進める。

4 各検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大や集約化に伴い、今後も個体中心の診療技術から農場単位での集団管理衛生技術へ移行すると考えられることから、県は、特殊な機器や施設を必要とする技術について、診療施設が家畜保健衛生所、農業共済組合及び民間検査機関等を活用できるように、各検査機関との業務の連携を促進する。

5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

県は、診療施設の廃止や地域の家畜飼養構造の変化等により診療効率が低くなる地域がある場合に、獣医療関係者間の調整により近隣の診療施設が診療を提供する等、当該地域における獣医療の提供体制の確保を図る。

6 産学官が連携した研究開発

県は、飼養形態の多様化に対応した集団管理衛生技術、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に関する技術の開発や「One Health」の考え方に基づく新たな獣医療に関する研究等のため、家畜保健衛生所（特に県央家畜保健衛生所）を中心に、畜産酪農研究センターや民間企業、大学及び研究機関との連携を促進する。

第5 技術研修並びに獣医療技術の向上に関する事項

1 産業動物分野

県獣医師会等は、産業動物獣医師の技術向上を図るため、実践的な診療技術、獣医療に関する法令及び食品安全等についての各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会の開催状況について関係獣医師への周知の徹底及び参加の促進を図る。

また、農場 HACCP、畜産 GAP の導入・普及時における指導ができる民間獣医師の育成を推進する。

さらに、産業動物獣医師が、飼養管理や経営等の総合的な指導を行う管理獣医師を希望する場合には、技術研修会等への参加を支援する。

2 公務員分野

県は、国等が開催する家畜衛生分野、公衆衛生分野、動物愛護・福祉分野に関する講習会への職員の参加を推進する。特に、農場 HACCP 指導員研修会、畜産 GAP に関する研修会、家畜衛生講習会及び技術研修会の受講で修得した知識や技術については、研修会、講習会の開催により地域での普及を図る。

また、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が県内で発生した場合を想定して、家畜衛生部局だけではなく、公衆衛生部局、環境部局及び市町、関係機

関、民間獣医師等が一体となった防疫体制の再点検・強化のため、連絡会議や防疫演習を定期的で開催し、関係者の連携と意識の啓発を図る。

3 小動物分野

県獣医師会等は、新規就業獣医師等に対して実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令についての臨床研修への受講を推進する。

また、専門性の高い獣医療技術の修得のため、診療獣医師の各種学会、研修会、講習会等への参加を促進する。

4 共通分野（生涯研修等）

県獣医師会等は、診療に従事する獣医師が、高度化する獣医療技術や家畜伝染病、新興・再興感染症等に関する知見を収集し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供できるよう、各種研修会、講習会の積極的な開催や教材等の提供に努める。

また、診療獣医師を対象として、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性を再認識させる研修会を開催する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

(1) 県は、産業動物獣医療や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、野生動物管理等の自然環境保全や小動物獣医療のそれぞれの分野において、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準、獣医師の役割と責務など、地域の獣医療の状況について十分な把握に努める。

(2) 県は、良質かつ適切な獣医療の提供、コンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚等の獣医師に対する社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導体制の整備を図るとともに、消費生活センターや動物愛護指導センター等との連携による苦情・相談窓口の明確化等について検討する。

2 衛生知識の普及・啓発等

(1) 産業動物分野

県畜産協会及び県獣医師会は、各種会議及び講習会の開催、広報誌の発行等を通じて、産業動物の飼養者や畜産関係者に対し、家畜衛生や食品の安全確保に関する知識・技術の一層の普及・啓発に努める。

(2) 公務員分野

県は、家畜衛生情報等の広報誌やホームページ等を通じて、産業動物の飼養者や畜産関係者に対し、家畜伝染病に関する情報の提供を随時行うとともに、飼養衛生管理

基準の遵守の徹底について指導する。

また、食品の安全確保に関し、農場 HACCP、動物用医薬品の適正使用等について、一層の普及・啓発に努める。

(3) 小動物分野

県獣医師会は、小動物の適切な健康管理及び保健衛生の向上を図るため、飼育者に対する衛生知識や人獣共通感染症対策に関する情報の普及・啓発を図る。

また、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、夜間・休日診療体制、診療施設の専門化等について検討する。

さらに、県獣医師会は、学校飼育動物の保健衛生指導、野生動物又は被災動物の救済・保護等の社会貢献活動を推進するとともに、「栃木県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進する。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等は、広報誌やホームページ等を通じて、家畜衛生情報や獣医療に関する情報を提供することにより、獣医療の果たす役割について県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の普及・啓発に努める。

4 診療施設の整備

県は、新規就業者等が本計画及び診療施設整備計画に基づき診療施設を整備する場合には、獣医療法第 15 条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を推進する。

用語解説

インフォームドコンセント

医療行為や治験（医薬品の効果確認試験）において、対象者（患者や被験者）が事前に治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け、十分理解し、自らの自由意思に基づいて合意した上で行う（拒否も含む）という概念。

家畜防疫員

家畜伝染病予防法第 53 条に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の職員で獣医師であるものから任命する。都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないとされている。

管理獣医師

農家から委任を受け、農場全体の診療をはじめ、衛生指導、飼養管理指導、経営指導などの総合的な指導を行う獣医師をいう。

獣医療法第 14 条の規定による診療施設整備計画

都道府県計画に基づき診療施設の整備を図ろうとするものは、獣医療法第 14 条に基づき、診療施設整備計画を作成して都道府県知事に提出し、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

また、認定を受けた者は、同法第 15 条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資を活用することができる。

獣医療を提供する体制の整備を図る基本方針

獣医療法第 10 条の規定により、農林水産大臣は、獣医療の提供に関する基本的な方向、診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項等を定める。

獣医療を提供する体制の整備を図るための栃木県計画

獣医療法第 11 条の規定により、都道府県は、国が示した基本方針に則して、地域の実態を踏まえ「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を定めることができるとされている。

集団管理衛生指導

家畜の集団（群単位）あるいは農場単位で疾病に対する発生予防や治療のための技術指導をいう。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に基づき、家畜の所有者が日常の家畜の飼養管理において守らなければならない事項として、家畜伝染病予防法に基づき定められた飼養衛生管理に関する基準のこと。

新興・再興感染症

これまで知られていなかったが新規に出現し、社会的に問題となった感染症を新興感染症（エマージング感染症）という。また、しばらく発生がなかったが再び出現し、社会的に問題となった感染症を再興感染症（リエマージング感染症）という。

生産病

高性能を求める家畜の改良と飼養形態の変化、さらに経済性の面を追求の結果、個々の家畜の栄養管理を無視した飼育管理と濃厚飼料の多給によって、家畜の能力の限界を超えた発育と生産が行われるようになることで現れるようになった様々病気の総称のこと。

畜産 GAP

農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

栃木県動物愛護管理推進計画

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して策定された。人と動物が共生できる社会を構築することを目的としている。

栃木県口蹄疫初動防疫対応マニュアル

本県で口蹄疫が発生又は発生の疑いが生じた場合に、まん延防止と早期終息のための防疫措置を迅速かつ的確に取り組むことができるよう、具体的な取組内容や関係機関・団体の役割を整理したもの。

栃木県口蹄疫等対策要領

口蹄疫や豚熱等の発生予防措置及び発生時におけるまん延防止等のための措置を迅速かつ的確に実施するために、県の総合的な対応措置を定めたもの。

栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル

本県で高病原性鳥インフルエンザが発生又は発生の疑いが生じた場合に、まん延防止と早期終息のための防疫措置を迅速かつ的確に取り組むことができるよう、具体的な取

組内容や関係機関・団体の役割を整理したもの。

栃木県鳥インフルエンザ対策要領

高病原性鳥インフルエンザの発生予防措置及び発生時におけるまん延防止等のための措置を迅速かつ的確に実施するために、県の総合的な対応措置を定めたもの。

栃木県農業振興計画「とちぎ農業未来創生プラン」

本県農業を魅力ある産業として持続的に発展させていくために策定された。本県農政の基本方針として、目指すべき将来像や施策の基本方向を明示したもの。

栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を受けて、策定されたもの。家畜の生産性向上を図りつつ、消費者ニーズに応える畜産物を安定的に供給することを目的としている。

農場 HACCP

HACCP とは、1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理手法で、食品の製造工程の中で危害を及ぼす要因を分析し、それを重点的に管理して安全性を確保する管理手法のことである。農場 HACCP は、この HACCP の考え方を取り入れた農場での家畜の衛生管理方式のこと。

「One Health」

人、動物、環境の健康を維持するためには、これらのどの一つの健康も欠かすことができないという認識に立ち、それぞれの健康を担う関係者が緊密な協力関係を構築することにより、これら 3 者の健康を維持・推進して行こうとする考え方のこと。